区民の声の公表【令和8年（2026年）7月受付分】

件名	区民の声（要旨）	区の回答（対応・考え方）	所管課	連絡先 （電話、FAX）	受付日	関連情報
ボール遊びができる公園を作って欲しいです	ねこじゃらし公園を整備して野球ができるようにするか、九品仏小学校周辺にボールで遊べるある程度広い公園を作って欲しいです。	ねこじゃらし公園は、地域の方々と話し合いを重ねながら開園した公園で、草地や流れのある公園として親しまれています。斜面地を生かした敷地形状からも、野球等のボール遊びができるような公園に変えることは難しい状況です。現時点で九品仏小学校周辺において新たな公園緑地を整備する予定はありませんが、「世田谷区みどりの基本計画」に定める「公園緑地の配置・整備方針」に基づき、今後も機会をとらえて用地取得、公園緑地の整備を進めていきたいと考えております。整備の際には、ボール遊びのできる広場を含め、地域の方々と整備内容を検討してまいります。	みどり33推進担当部 公園緑地課	電話 03－6432―7910 FAX 03－6432－7989	令和8年（2026年） 7月1日	
助成されるごみネットについて	ごみネットの助成を利用してから次回助成までの期間ですが、3m×4mのネットの場合、5年を待たないと助成されません。しかし現状では5年を待たずしてネットは紫外線の影響でボロボロになり、繕って補習しながら使用しているのが現状です。紫外線の量を調べますと20年前より緩やかに上昇傾向でこの影響でごみネットの劣化も早くなっていると推測されます。つきましては、現状の5年サイクルの助成期間を見直していただき、『3年』としてもらいたいです。	ごみ散乱防止ネットの再助成について、適正な管理の下で使用していただいたうえで、5年を待たずに破損して使用できなくなった場合には再助成を受けることができます。受付窓口で状況をご説明いただき、再助成の申請を行ってください。 なお、再助成までの期間を満5年としている理由は、ネットの平均使用年数が約7．5年であり、集積所の環境による差はあるものの、使用後は屋根付きの場所で保管し、紫外線や雨風にさらされないようにする等の適正管理を行っていただければ、少なくとも5年以上使用できると考えられるためです。そのため、3年では期間が短かく、ネットの交換頻度が高まることで廃棄物の発生量も増えることから、再助成までの期間を5年としています。	環境政策部 清掃・リサイクル推進課	電話 03－6304－3263 FAX 03－6304－3341	令和8年（2026年） 7月2日	
図書館の予約	図書館の予約で、何巻もあるシリーズ資料（漫画など）を、いっぺんに予約して巻数順に受け取ることができる機能をつけて欲しいです。	世田谷区立図書館におさましても、予約時に巻数順受取を指定することができます。 巻数順受取指定について図書館ホームページから予約をする場合には、図書館資料の予約入力をしていただいた後に、予約状況照会にて提供順をご指定していただくことになります。操作方法は、図書館ホームページ＞利用案内＞予約のページにてご案内しています。 また、予約は図書館ホームページのほか、図書館窓口や電話にても受付をしています。巻数順受取をご希望の際はご予約時にお申出ください。	教育政策・生涯学習部 中央図書館	電話 03－3429－1811 FAX 03－3429－7436	令和8年（2026年） 7月3日	
パートナーシップ続柄記載の手続き担当者へ	パートナーシップを結び、続柄記載の為、窓口へ手続をしに行きました。 その際、担当者がパートナーシップを結んだ人達だと分かった瞬間、大袈裟に声がすごく小さくなりコソコソと話してきて、未届や縁故者などのワードを指示語で言ってきて不快でした。 私たちは隠されるべき存在でも、悪い事をした人たちでもなく、ただの区民です。普通にしてください。 何度も「本当に変更しますか」と聞かれたのも不快でした。 個人の意見としてLGBTQ+を嫌うのは結構ですが、行政の仕事に持ち込むべきでないと思いますし、自分が同じ扱いをされたらどう感じるのか、いまいちど考えてみては如何でしょうか。	この度は、窓口応対について不快にさせてしまったこと、誠に申し訳ありませんでした。 パートナーシップ宣誓に取り組む自治体職員として、所属内で今一度、必要書類や手続きについての理解を深めるとともにOJTによる対応力向上を図ります。あわせて多様な来庁者に対し、不快な思いをさせず円滑に応対できるよう周知徹底し再発防止に努めます。	世田谷総合支所 区民課 経堂出張所	電話 03－3420－7143	令和8年（2026年） 7月8日	
2,3月の保育園入園選考に関して	昨年9月に出産し現在育児休業を取得しています。 1歳6ヶ月となる月が2027年3月なのですが、世田谷区は2，3月の保育園入園選考を実施していないかと存じます。 その場合の育児休業給付金延長に関して、該当のハローワークに確認したところ「お住まいの市区町で1歳6ヶ月に達する日の翌日を含む月の保育園入園を対象とした募集がなく、入所申込の受付ができないとされた場合は育児休業給付金支給の延長はできない」と言われてしまいました。 本来、子が2歳になるまでは支給される権利があるものですが世田谷区で9月（もしくは8月）に生まれたために1歳6ヶ月のタイミングで保育園に入園できなかった場合、その後半年間は働くことも給付金を取得することもできないという状況になってしまいます。 これまでやってこなかった2，3月の入園選考を急に実施するのは現実的ではないかと存じますが、2，3月付けの保育所等の利用ができない旨の通知（ハローワークに給付金延長手続きの際に提出が必要な書類）を発行するなど8，9月生まれの子に対する救済策をご検討いただけないでしょうか。	現在、区における認可保育園等の入園選考においては、ご指摘いただきましたとおり、2月、3月入園の選考を実施しておりません。 お子様が1歳6か月を迎える令和9年（2027年）3月に保育が実施されないことを確認する書類としましては、直前の選考月である令和9年（2027年）1月以前の入園選考月に、育児休業の延長を許容できる内容でお申込みいただき、選考後に当区より発送される「入園（転園）待機通知書」をお受け取りください。 併せて、今後発行いたします「保育のごあんない」や、区ホームページ において、令和9年（2027年）2月、3月の選考を実施していないことを掲載予定ですので、そのページと上記の「入園（転園）待機通知書」の2点をもってハローワークへご相談ください。 なお、上記提出書類は一般的なご案内となりますので、育児休業給付金の支給を約束できるものではございません。 手続きの際に差し支えがあるようでしたら、大変お手数ですが、お電話等で改めてご相談ください。 以上、ご理解を賜りますようお願いいたします。 ▼区ホームページ「保育のごあんない」 13ページ 右記「関連情報」欄上段のリンクをご参照ください。 ▼入園（転園）の申込み（ファクシミリ不可） 右記「関連情報」欄下段のリンクをご参照ください。	子ども・若者部 保育認定・調整課	電話 03－5432－1200 FAX 03－5432－1506	令和8年（2026年） 7月9日	https://www.city.setagaya.lg.jp/02243/1412.html https://www.city.setagaya.lg.jp/01044/1552.html
住みたい街になっているか？	私は区民ですが、いまの世田谷区が本当に住みたい街になっているかということに疑問を感じています。 国際比較においての日本経済が没落しているのと同じように、世界的に、あるいは日本の中で首都圏の中で、世田谷区が住みたい街という意味で魅力がかなり薄れていると言わざるを得ない。中国の各都市は非常に綺麗で、公園も広く緑も多い。川も綺麗に整備されて水辺も多くある。アメリカも美しく整備されている。日本が貧乏な国になったのは実感できる。その日本の中でも、湘南エリアや千葉の流山、つくばなど郊外は非常に綺麗な街づくりがされている。 それと比べても世田谷区の公園や緑道の雑草が生い茂り、汚い、みすぼらしい感じは、以前の住みたい街のブランドは見る影もないように思えます。北沢川緑道の先は目黒区に入ると素晴らしい緑道に変わり、目黒川に入ると賑やかでオシャレな街に変わっていくだけに世田谷区のみすぼらしさが目立つ。 住みたい街にする努力というのはいちばん重要な政策なのではないでしょうか？	公園や緑道をはじめとしたみどりのある空間は、安全で快適かつ魅力に富み、環境と共生する世田谷を形成する重要な役割を果たすものです。 区では、「世田谷区みどりの基本計画」に基づき、公園・緑地、緑道、街路樹、学校・公共施設のみどりや民有地のみどりなどを総合的に保全・創出する取組みを進めています。 また、みどりの量の確保だけでなく、良好な景観の形成や憩い・交流の場としての魅力向上、生物多様性の保全、気候変動への適応など、みどりが持つ多様な機能が十分に発揮されるよう、その質の向上にも取り組んでいます。 現在、みどりの基本計画の改定検討も進めており、区民の皆様からいただくご意見も踏まえながら、量の確保に加え、多様な機能を発揮できる質の高いみどりの創出と保全を進め、より魅力的で快適なみどりづくりに取り組んでまいります。	みどり33推進担当部 みどり政策課	電話 03－6432－7904 FAX 03－6432－7989	令和8年（2026年） 7月13日	
高架下広場のフェンス（金網）を高くしてください	用賀高架下広場は、首都高の高架下に位置しているため、雨や真夏の炎天下の影響を受けにくく、利用価値の高い公園です。近隣のこどもたちや学生などが多く利用していますが、道路との間のフェンスが低いため、ボールが道路に出てしまうことがあり、非常に危険な状況です。 フェンスの高さを上げていただくことはできませんか。	用賀高架下広場は、多くの子どもたちにボール遊びなどで利用いただいています。 外周のフェンスにつきましては、高さを上げますとサッカーボールを強く蹴るなど遊び方が変わり、他の利用者への迷惑や事故が増えることがあります。また、ボール遊びの強度が増し、ボールが遠くへ飛び出す懸念もあります。 フェンスの高さを上げるのは難しい状況であることから、フェンスの高さを維持しつつ、譲り合って公園を利用していただけるよう、公園管理に努めてまいります。	みどり33推進担当部 公園緑地課 玉川公園管理事務所	電話 03－3704－4972 FAX 03－5706－1361	令和8年（2026年） 7月13日	
世田谷区の各種施設について	世田谷区の図書館がいずれも古く小規模で、刷新をお願いしたい。若い人が利用しやすく、広く居心地の良い施設を検討いただきたい。	2月にリニューアルオープンした梅丘図書館では、単独施設の広さを活かした居心地の良い空間づくりや最新設備による様々なサービスの充実を図っていますが、他の図書館は、区民センター等と併設した小規模な図書館が多いことなどから、直ちに同様のサービス展開を図るのは難しい状況です。 現状の施設状況において、少しでも快適に過ごしていただけるよう、引き続きサービスの向上に努めるとともに、今後改修が予定される施設においては、利用環境の改善に向け検討していきます。	教育政策・生涯学習部 中央図書館	電話 03－3429－1811 FAX 03－3429－7436	令和8年（2026年） 7月13日	

件名	区民の声（要旨）	区の回答（対応・考え方）	所管課	連絡先 （電話、FAX）	受付日	関連情報
世田谷清掃工場排熱利用（老人憩いの家）	世田谷区に老人憩いの家（北区参照）を整備するにあたり、世田谷清掃工場の排熱利用がいいと思います。	北区で実施しています「老人いこいの家」は60歳以上の北区区民を対象に、健康づくりや生きがいづくりのため、教養の向上やレクリエーション、また浴室の利用など、ゆっくりと楽しく過ごしていただく施設と聞いております。 世田谷区では現在、清掃工場からの熱エネルギーを利用し、北区のような「老人いこいの家」を整備していく予定はございませんが、当区でも、高齢者が気軽に立ち寄れる居場所づくりをはじめ、教養の向上や高齢者が豊かでいきがいのある生活となるような講座など、様々な取り組みを行っております。 世田谷区内の高齢者の方に、健康づくり、学び、楽しみ、くつろぎの場やプログラム等を、5地域別にご紹介する情報誌として「いっぽ、外へ シニアお出かけスポット」を発行しています。是非、ご確認ください。「いっぽ、外へ シニアお出かけスポット」は、世田谷区ホームページ（ページID2485）でも確認できます いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。	生活文化政策部 市民活動推進課	電話 03－6304－3176 FAX 03－6304－3597	令和8年（2026年） 7月13日	
おでかけひろばでの授乳について	先日子どもを2人連れておでかけひろばを利用しました。上の子が集中して遊んでいたので、下の子の授乳をひろば内でしていたところ、授乳室でするように注意されてしまいました。理由を聞くと、パパさんもいるので…とのこと。着ていた服で見えないようにしていましたし、他の利用者の方には背を向け、私なりに配慮をしていたつもりだったのですが。上の子が楽しく遊んでいるので、と伝えると、難しければいいです、と言われましたが、まさかおでかけひろばで授乳を注意されるとは、悲しい気持ちになりました。 授乳室があるのは知っていましたが、使いたい方は使えばいいし、使えない人はひろば内で工夫して行えばよいのではないでしょうか？何がダメだったのか、いまだによくわかりません…。昨今SNSでも公共の場での授乳の是非議論されており、子育てがしにくい世の中です。おでかけひろばでもそんなことを言われてしまっては、もう行くことはできないな、と思ってしまいます。とても残念で悲しいご対応でした。	この度は、おでかけひろば内での授乳の際にご不快な思いをおかけしましたこと、心よりお詫び申し上げます。 お子様の授乳は、乳幼児の成長や健康のために必要な行為であり、区としても子育て家庭が安心して外出し、子育てできる環境づくりを大切に考えております。 また、外出先において様々な事情から授乳室を利用せずに授乳される場合があることも認識しており、ご兄弟を見守りながら授乳したいというお気持ちや状況についても理解しております。 一方で、授乳される方のプライバシー確保や、より落ち着いて授乳していただける環境をご利用いただきたいとの配慮から、スタッフが授乳室をご案内することがあります。 今後は、授乳室のご案内を行う際にも、利用者それぞれの事情やその場の状況に十分配慮し、誤解や負担を与えることのないよう、より丁寧な対応に努めるよう施設と情報共有してまいります。 今後とも、より子育てしやすいまちの実現に向けて努めてまいります。	子ども・若者部 子ども家庭課	電話 03－5432－2569 FAX 03－5432－3081	令和8年（2026年） 7月21日	
烏山中学校テニスコート人工芝張替の検討依頼	烏山中学校のオムニテニスコートは部分補修対応が重なり、コート面の継ぎ接ぎ部分が多い。結果イレギュラーバウンド発生頻度が高くボールが顔面を捕らえるリスク（網膜剥離のリスク）が増加している。また靴が引っかかり転倒のリスクがあるので危険。早急に張替補修が必要と思います。生徒の身体の安全確保の観点から張替ご検討お願いいたします。	烏山中学校テニスコートは、いただいたご意見等を踏まえ、全面改修に向けて施設整備の担当所管課と調整を進めてまいりました。 調整の結果、令和8年（2026年）8月中旬から下旬にかけて、全面改修工事を実施する予定です。工事では、既存の人工芝を撤去し、新たな人工芝を整備いたします。 現時点では、9月上旬には利用を再開できる見込みですが、安全にご利用いただける状態が整い次第、公共施設利用案内システム「けやきネット」の「お知らせ」欄にて周知し、利用受付を再開する予定です。利用再開まで、今しばらくお待ちくださいますようお願いします。 引き続き、学校施設開放へのご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いします。	学校教育部 地域学校連携課	電話 03－5432－2984 FAX 03－5432－3025	令和8年（2026年） 7月22日	
きたっこの乳幼児利用時間についての要望	5月より、北沢地域に乳幼児親子が利用できるきたっこ乳幼児ルームを整備していただき、ありがとうございます。 北沢地域は児童館が少なく、乳幼児親子が気軽に過ごせる場所が限られていました。そのような中で、新たな居場所をつくっていただいたことは、地域で子育てをする家庭にとって大変ありがたく、区の皆さまのご尽力に心より感謝しております。 実際に利用してみて、とても温かい雰囲気で、スタッフの皆さまにも親切に接していただき、素晴らしい施設だと感じています。 その上で、一点お願いがあります。 現在の乳幼児向け利用時間は比較的短く、利用したくても時間が合わず、足を運べない日が少なくありません。特に北沢地域は児童館の空白地帯でもあり、乳幼児親子が安心して過ごせる場所の需要は非常に高いと感じています。 可能であれば、乳幼児向けの利用時間を延長していただく、あるいは利用日や時間帯を増やしていただけると、より多くの子育て家庭が利用しやすくなると思います。 猛暑が続く中、屋内で遊べる施設が限られていることもあり、ぜひご検討を頂ければ幸いです。 今後も北沢地域の子育て支援の充実を心より応援しております。	現在、乳幼児専用ルームをご利用いただける時間帯が少なく、ご不便をおかけしております。乳幼児専用ルームは、今年5月にオープンしたばかりのため、利用者の状況をみながらより良い運営方法を探っている状況です。 今後、8月には乳幼児専用ルームの開室時間変更を予定しており、少しでも多くの方に利用いただけるよう、改善を図っていきます。 また、開室時間以外にきたっこに来館された場合も、きたっこの大きな部屋の畳コーナー等をご案内できますので、きたっこの開館時間であればいつでもご来館ください。 今回いただいたご意見も踏まえ、より多くの子育て家庭が利用しやすい環境をつくるため、検討してまいります。	子ども・若者部 児童課	電話 03－5432－2306 FAX 03－5432-3016	令和8年（2026年） 7月23日	
事業者からの騒音について	近隣の駐車場から発生する激しい夜間・早朝の騒音に長年悩まされており、生活と睡眠が著しく妨げられているためご相談いたしました。	本件につきまして、現地調査およびお申し立ての内容を伝え、事業者に対して深夜および早朝時間における作業について、近隣に配慮するよう注意いたしました。	環境政策部 環境保全課	電話 03－6432－7137 FAX 03－6432-7981	令和8年（2026年） 7月23日	
ふるさと納税に関する区民への情報発信について	私は、世田谷区の広報誌をきっかけに、ふるさと納税による税収流出が大きな課題となっていることを知り、自分が暮らす地域への影響も考えた上で、利用しないことを選びました。 一方、「制度として認められているのだから利用しないともったいない」という意見もあり、この考え方は、現在の情報環境ではごく自然なものだと思います。 「やらないと損」「返礼品がお得」という制度のメリットは、テレビなどを通じて自然と目に入ってくる一方で、居住自治体への影響については、自ら情報を取りに行かなければ知ることができません。 お願いしたいのは、制度のメリットだけでなく、居住自治体への影響についても区民が知った上で判断できる環境づくりです。 住宅地の多い世田谷区が返礼品で競うことには限界があるように感じます。だからこそ、「このまま税収流出が続けば、自分たちが暮らす地域の行政サービスにも影響が及ぶ可能性がある」という事実を、多くの区民に知っていただくことが重要ではないでしょうか。 例えば、住民税通知書への案内の掲載や、納税者一人ひとりに届く方法での情報発信をご検討いただければ幸いです。	ご懸念のとおり、本制度には、制度を利用した方が恩恵を受ける一方、減収による住民サービス低下のおそれは住民全体で被る等、問題点が多くあります。 区としましては、制度の問題点等を区のおしらせ「ふるさと納税特集号」や区ホームページにおいて広報するとともに、23区の区長で構成する特別区長会をとおし、廃止を含め、制度の抜本的な見直しを国に求めております。 また、区民の方には制度上、返礼品をお贈りすることはできませんが、区の取組みに寄附（ふるさと納税）していただくことは、ご自身の税金の使い道を選んでいただくだけでなく、皆さまの暮らし続けるまちをより良くしていくことにつながることなどをPRし、区民の皆さまから区への寄附促進につなげております。 報道や一般の広告を目にされる機会に対抗することは容易ではないものの、引き続き、区の取組みに共感し寄附につなげていただけるよう広報活動に努めるとともに、ご提案のような制度の問題点等を皆さま一人ひとりに分かりやすく発信する手法を検討し、流出抑制に努めてまいります。	政策経営部 ふるさと納税対策担当課	電話 03－5432－2190 FAX 03－5432－3047	令和8年（2026年） 7月27日	

件名	区民の声（要旨）	区の回答（対応・考え方）	所管課	連絡先 （電話、FAX）	受付日	関連情報
区立小学校横の危険な通学路の改善（水路の歩道化）	通学路の安全対策と、水路の歩道化への要望 現状と危険性： ①道路の片側にある湧水用の水路に草木が生い茂っており、歩くスペースがありません。（現在、水路に水は流れておらず、機能していないように見えます）また、低い鉄のレールと石が設置されており無駄に危険です。 ②反対側にある農家の敷地から、木や枝が道路の真ん中あたりまで大きく飛び出しています。小学校の前の通学路であるにもかかわらず、草木や枝がせり出しているため、走ってくる車が歩行者側に寄らざるを得ず、いつ接触事故が起きてもおかしくない大変危険な状態です。 要望： ①【短期的な対応】：水路の除草・清掃を行うとともに、隣接する農家に対して道路に飛び出している木を伐採（または通行に支障のないよう大幅に剪定）するよう、強く指導してください。 ②【長期的な要望】：この水路は現在意味をなしていないため、将来的には蓋をするなどして（暗渠化）、子供たちや歩行者が安全に歩ける「歩道」として整備してください。早期の安全確保をお願いいたします。	水路上に生えている草木や枝につきましては、通過する車両に支障がないように除草及び剪定作業を行います。また、沿道の農家等から道路に枝が飛び出している樹木については、枝の剪定を指導いたします。 この施設は水路を親水施設として整備したもので、都市化の進展により水量は低下していますが、現在でも地下水が湧き出し流れている区間もあります。ご提案のように蓋をかけて水路上部を歩行者空間とした場合、親水機能が失われてしまいますので、現時点では、そのような整備を行う予定はありません。 道路にはみ出した樹木や、水路に植生している草木が、道路利用者の安全を阻害することのないよう、適切な維持管理に努めてまいります。	土木部 工事第二課 砧土木管理事務所	電話 03－3417－9571 FAX 03－3417－9573	令和8年（2026年） 7月30日	